

2歳児子育て支援事業の実施について

本園でも京都府による多子世帯等の2歳児に係る子育て支援事業の支援を実施致します。

【利用料減免の対象者】

次の要件のいずれかに該当する世帯の未入園の2歳児（当該年度当初に満2歳である幼児）。

【要件】

1 多子世帯等の子ども

① 多子世帯

(1) 幼稚園、(2) 認定こども園、(3) 特別支援学校幼稚部、(4) 保育所、(5) 事業所内保育事業所、(6) 企業主導型保育事業所、(7) 児童発達支援、(8) 医療型児童発達支援施設、(9) 居宅訪問型児童発達支援、(10) 児童心理治療施設、(11) 小学校第1学年～第2学年に在籍（利用）している子どもがいる世帯

② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

③ 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※） ※ひとり親世帯等

保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合

- ・ 配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・ 特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

④ 第1子

「在宅2歳児親子登園支援事業」を実施する私立幼稚園を利用する2歳児（当該年度当初に満2歳である幼児）で、1の要件に該当しない2歳児

【減免の対象期間】

対象者が、幼児教育・保育の無償化の対象となる月の前月までとする。

【利用料の減免額】

	第1子	第2子	第3子以降
① 多子世帯		減免額/9,000円	減免額/18,000円
② 生活保護世帯・住民税非課税世帯	減免額/18,000円		
③ 住民税所得割課税額 57,700 円未満世帯・住民税所得割課税額 77,101 未満のひとり親世帯等	減免額/9,000円	減免額/18,000円	

④ 第3条第1項第1号から第3号の規定に該当しない世帯	2歳児が第1子に該当する場合	減免額/6,000円
-----------------------------	----------------	------------

実施例

1 多子世帯等の子ども

① 多子世帯

複数の子どもが幼稚園等を同時に利用する場合、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、第2子の利用料の9,000円を減免、第3子以降の利用料の18,000円を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	
例1			第2子 [9000円減]			第1子 (保育在籍)			小3以上は カウントしない。 
例2			第3子 [18000円減]		第2子 (幼稚園在籍)			第1子	

② 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

同時利用かどうかにかかわらず、第1子以降の利用料の18,000円減免を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例3			第1子 [18000円減]						

※カウントの年齢制限なし。
小3以上もカウントする。
(一律18,000円減免)

③ 市町村民税所得割課税額 57,700円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101円未満のひとり親世帯等

同時利用かどうかにかかわらず、第1子の利用料の9,000円を減免、第2子以降の利用料の18,000円を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例4			第1子 [9000円減]						
例5			第2子 [18000円減]						第1子

※カウントの年齢制限なし。
小3以上もカウントする。

2 第1子【拡充】

「在宅2歳児親子登園支援事業」を実施する私立幼稚園を利用する2歳児で、2の多子世帯等の要件のいずれにも該当しない場合、1/9を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例1			第1子 [6000円減]						